

季刊

労働おきなわ

2005 Winter

NO.92



りゅうきゅうまつ (県木)



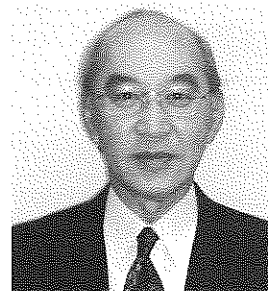
沖縄県観光商工部雇用労政課

- Relay Essay 43
 - 沖縄県労働委員会事務局長 山田 義人 1
 - 沖縄県労働大学講座開催される 2
 - 沖縄県建設雇用改善推進大会開催される
 - 第11回仕事と家庭を考える月間講演会開催される 3
- INFORMATION 4
 - 最低賃金に関するお知らせ
 - 労災保険に関するお知らせ
 - 年末年始無災害運動のお知らせ
 - 中小企業退職金制度のお知らせ
 - 駐留軍離職者アスベスト相談センター開設
 - 働く人のための生活相談センター開設
 - 社内コミュニケーション診断 (RCS) のお知らせ
 - ファミリー・サポート・センターのお知らせ
 - 勤労者美術作品展入選者発表
 - 沖縄県キャリアセンターからのお知らせ
- 労働相談 13
- 労働委員会だより 14
- 労働日誌 15
- 労働経済指標 16



表紙の絵は第31回勤労者美術作品展
 絵画の部で県知事賞を受賞した
 金城恵美子さんの「緑おりなす」です
 裏表紙は、リュウキウマツ (県木) です

Relay Essay 43



「存在意義」と「存在証明」を求めて

沖縄県労働委員会 事務局長 山田 義人

エッセーとは、随意的作文のことなり。とは言え、行政広報誌である本誌に、私的で稚拙な人生論(?)を記すことをお赦しいたきたい。

「己がこの世に生を受け、この世に今生きていること或いは生きてきたことの意義は如何?そしてそれを証明する方法は如何?」。これは折にふれ私の頭の中を去来する私の私自身への問い掛けであるが、その解を得たという手応えを私は未だに感じる事ができないでいる。自己の存在意義とその存在証明は、他者との関係性において認識することが可能である或いは認識することが容易であるというのが、私の現時点での思考の到達点である。「他者との関係性において」とは、つまり社会生活を営み他者との関わりを持つ中であるということであり、一般的に言えばそれは「仕事を通して」或いは「仕事をすることによって」ということである。人は生きるために働くのではなく、働くために生きるのだというのが私の考えだ。人が単に生物的に生きる(食する)ために働くのだとすれば、精神的な存在である人(ヒト)として生を受けた意味が無いのではないだろうか。仕事をするを「労働」ではなく「労働」と記すのは、働くことが単に身体を動かすことではなく、人として動くことを意味するからである。換言すれば、仕事をするとは人としての存在を証明することであり、人としての存在を意義づけることであると言える。

それでは、人は仕事をすれば自ずと自己の存在意義を認識することができ、また意義ある存在としての自己を証明できるのかと言えば、答えは否である。それを可能にするためには、二つの前提条件が必要だと考える。一つは自らの仕事を社会的に有意なものとして自ら認識することであり、他の一つは仕事の成果が有意なものとして社会に評価されることである。自己の

仕事に社会的意義を見だし、仕事の成果が社会的評価を得たとき、人は自らの存在意義を感じ、自己の存在を証明できたと認識するのではないだろうか。

ところで、私は去る四月に私の公務員生活の中で初めて経験する部署である労働委員会での勤務を命じられた。「労働委員会は、労働者と使用者の間に労働問題に関して紛争が起きた場合、その間に入って中立・公正な立場で紛争の円満な解決を図り、労使関係の安定ひいては社会の平和と経済の興隆に寄与する。」というのが一般に言われる労働委員会の役割である。しかし、同様な役割を担って業務を行っている官公署は他にも存在する。国の労働局や県の労政事務所が行う「労働相談」も同様な目的を持つ業務である。労使紛争に決着をつけるという点で見れば、裁判所での訴訟による決着という方法もある。更に言えば、「労働審判」という新たな制度も近々スタートする。このような中であって、労働委員会の独自性は一体何だろうか? 労働委員会の存在意義を証明するためには何を為さなければならないのだろうか? 自問自答する日が続いている。

昨今の厳しい社会経済情勢を反映して、労働力の流動化や雇用形態の多様化が進んでおり、それに伴い労働者と使用者の間の労働紛争も複雑化し、自主解決が困難なケースも増加していることが予測されるのだが、労働委員会への申立て事案は必ずしも増加傾向にあるとは言えないのは何故なのか? 県民に大いに活用される労働委員会を目指して課題山積である。

私が労働委員会の業務の中に自分自身に納得のいく独自の存在意義を見だし、社会的な評価を確認するとき、私自身の存在意義と存在証明も自ら認識できるのではないかと期待している。

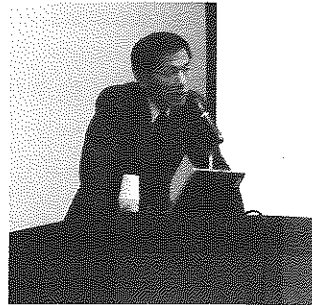
平成17年度沖縄県労働大学講座開催される

平成17年11月11日（金）那覇市内で県の主催による沖縄県労働大学講座が開催されました。

社団法人神奈川労災職業病センター事務局長西田隆重氏により「アスベスト関連健康相談の基礎知識」と題して、近年特に問題となっているアスベストとその被害対策等について、講演が行われました。

西田隆重氏は「自治体職場のアスベスト対策」「既存アスベスト対策の確立を！」「アスベスト被害—早く十分な補償の確立のために」という

3テーマについて講演を行い、労災の認定率が低い点や家族暴露や環境暴露の際の補償がされない点を問題として指摘し、早急に対策を取るべきだと話されました。



平成17年度沖縄県建設雇用改善推進大会開催される

11月の「建設雇用改善推進月間」の一環として、11月15日に平成17年度沖縄県建設雇用改善推進大会が那覇市のパシフィックホテル沖縄で開催されました。大会は、沖縄県、（独）雇用・能力開発機構沖縄センター、（社）沖縄県建設業協会の主催で「雇用改善で、建設の未来を築こう」をスローガンに、第1部に武内整形外科院長の武内正典氏が「愛は地球を救い、筋肉は超高齢社会を救う」をテーマに講演を行い、第2部に優良事業所等の表彰を行いました。

受賞者は次のとおりです

○厚生労働大臣表彰・・・仲本建設 株式会社 代表者 仲本 巽

○沖縄県知事表彰・・・株式会社 ぐすく建設 代表者 大城 昂

株式会社 東開発 代表者 仲泊 栄次

○社団法人沖縄県建設業協会会長表彰

雇用改善優良事業所・・・株式会社 南海建設 代表者 浦崎 哲男

株式会社 富士建設 代表者 手登 根明

株式会社 大嶺組 代表者 大嶺 通邦

優良若年建設従事者・・・仲宗根 正勝（仲本建設 株式会社）等34名

○沖縄県管工事業協同組合連合会会長表彰

優良建設従業員・・・渡慶次一真（名護市管工事業協同組合）等6名

○「建設業に働く若者からのメッセージ」入選作

秀作（全国建設雇用改善推進大会）

「建設業で働く楽しさ」・・・田中 勇（牧港建設株式会社）

特別賞（独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター統括所長賞）

「土木の醍醐味」・・・安里和晃（株式会社沖永開発）

特別賞（社団法人沖縄県建設業協会会長賞）

「希望と意気込み」・・・金城裕児（大晋建設株式会社）

第11回仕事と家庭を考える月間講演会が開催される



10月の仕事と家庭を考える月間行事として、沖縄県、沖縄労働局、（財）21世紀職業財団沖縄事務所の主催で、第11回仕事と家庭を考える月間講演会が10月14日、ロワジールホテル沖縄において、160名余りの参加者のもと、開催されました。

講演では、東京大学社会科学研究所教授の佐藤博樹氏をお迎えし、「誰のための両立支援か～人材活用にとっての必要性と課題～」と題してお話をいただきました。

企業が取り組む両立支援は、その従業員や国が取り組む少子化対策のためではなく、「企業経営のために必要」なのだと言われ、その理由として80年代後半からの共働きカップルの増加、性別役割分担（夫は仕事、妻は家事・育児）意識の変化など、ライフスタイルが多様化した結果、社員の家庭生活にも配慮することが「新しい労働条件」、いわゆる社員の能力発揮、良い人材の確保等々につながる、とのことでした。

また、社員の両立支援が育児や介護だけにとどまらず、ボランティア活動や、通学、資格取得など仕事以外の分野で自分の能力を高めたいという社員を支援する必要があるのではないかと話されました。

では企業による両立支援をどう取り組めばよいのか、はたしてプラスの効果はあるのか？管理者を対象としたある調査によれば、育児休業制度や短時間勤務制度の利用による職場への影響として、「仕事の進め方について見直すきっかけになった」「両立支援に対する理解が深まった」「利用者の仕事を引き継いだ人の能力が高まった」などプラスの効果をあげる管理者の方が、マイナスと評価するより多かったといいます。氏は、「プラスの効果をより大きいものにするには日頃の仕事の与え方が重要。管理職のマネジメント能力がカギを握っている」と強調した上で、管理職の社員のライフスタイルに関する理解が大事だと述べられました。

そして最後に男性の子育て参加について、男性社員の妻が別の会社に勤めている場合、その会社に負担をかけないためにも、また女性の活躍の場をさら

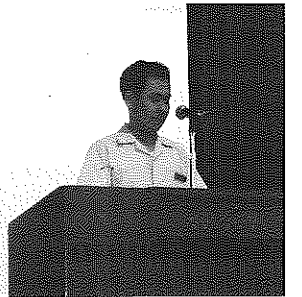
に拡大する為にも、社会全体として男性の子育て参加を進めていく必要がある、と述べられました。

続く事例発表では、「仕事と家庭の両立」をテーマにお二人からお話をいただきました。

お一人目の安里清彦さんは、沖縄バス株式会社で運転士を務め、同じ会社で事務員をしている妻が約半年ほど育児休業を取ったあと、ご自身が男性では同会社で初の育児休業を約3ヶ月間取得しました。

運転士という職業柄、同僚が抜けた穴をお互いにカバーしあう体制が整っており、また妻が休むと会社への影響が大きいという事情もあったとのこと。

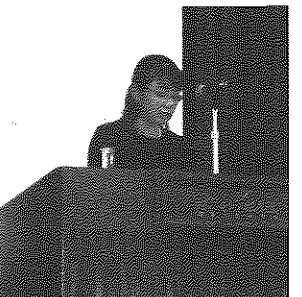
安里さんが、会社の繁忙期（11月）にも関わらず育児休業を決断した最大の理由は、「娘と一緒に過ごしたい、大切な時期に思い出を作りたい」という思いからでした。子育て中、娘の中耳炎をただの風邪だと判断し対応が遅れ、手術に至らせてしまった時の悔しさ、娘への詫言の気持ちを思いだし、声を詰まらせていた安里さん。娘への愛情の深さが感じられました。



お二人目の伊波裕子さんは、高校、大学と建築を学び、11年前に総合建設業の（株）大城組に技術職として採用されました。入社間もなく現場に配属され、「女がする仕事じゃない」と言われながらも前向きに受け止め、「建設業界で認められたい」との思いで一生涯懸命仕事をしてきました。やがて結婚し、入社9年目で妊娠。産休・育休合わせて4ヶ月取得、短時間勤務制度は利用せず、家族の協力を得ながら育児と仕事をこなしていったそうです。

また伊波さんは5年ほど前、仕事や今後の自分について悶々と悩んでいた時、沖縄県経営者協会下部組織である「女性リーダー部会」に出会い、入会。そのメンバーとの交流、先輩方のアドバイスをもらいながら自分の目標を見出し、現在も充実した活動を行っています。

伊波さんは、自分の周囲で気付いた点として「保育園の送迎、予防接種に付き添う父親」「育休を取りたいと言う男性社員」「皆で片付けて皆でくつろぐ家庭」などを例にあげ、小さな変化が大きな力になり、家庭でも職場でも女性の働く環境に変化が出ている、と話されました。



最低賃金

知っておきたい5つのポイント

① 最低賃金制とは？

最低賃金制とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

② 最低賃金はすべての人に適用されるのですか？

最低賃金は、原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。

しかし、一般の労働者と労働能力などが異なるため最低賃金を一律に適用すると、かえって雇用機会を狭める可能性がある労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の適用除外が認められています。

- 最低賃金の適用除外を受けられる労働者は
- ① 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者
 - ② 試の使用期間中の者
 - ③ 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を受ける者のうち一定のもの
 - ④ イ 所定労働時間の特に短い者
ロ 軽易な業務に従事する者
ハ 断続的労働に従事する者
- となっています。

適用除外許可を受けようとする使用者は、それぞれの所定様式による申請書3通を作成し、所轄の労働基準監督長を経由して都道府県労働局長に提出してください。

③ 最低賃金にはどのようなものがありますか？

最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の2種類があります。

地域別最低賃金 (例) ○○県最低賃金
* 産業や職種にかかわらず、すべての労働者とその使用者に適用され、各都道府県ごとに設定

産業別最低賃金 (例) ○○県一般機械器具製造業最低賃金
* 各都道府県内の特定の産業の労働者とその使用者を適用対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものについて設定

なお、使用者は地域別と産業別の両方の最低賃金が同時に適用される場合には、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

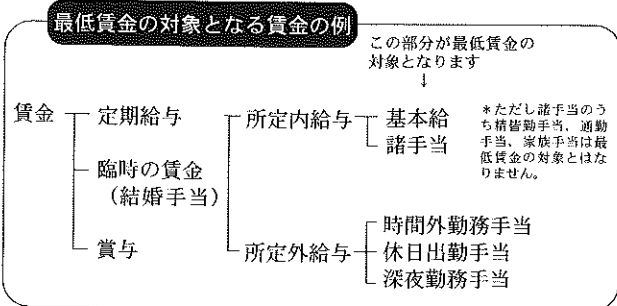


④ 最低賃金はどのような賃金を対象としているのですか？

最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。

具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

- ① 臨時に支払われる賃金 (結婚手当など)
- ② 1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金 (賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金 (時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金 (休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分 (深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、出勤手当及び家族手当



⑤ 最低賃金以上となっているかどうかは、どのようにして調べるのですか？

すべての地域別最低賃金と大部分の産業別最低賃金については、時間額のみ表示となっておりますが、一部の産業別最低賃金は、従前どおり日額と時間額の両方で定められています。

日額と時間額の両方が定められている産業別最低賃金が適用される労働者の範囲については、従前どおり時間額は時間給制の労働者に、日額は時間給制以外の労働に適用されますのでご注意ください。

実際の賃金が最低金額以上となっているかどうかを調べるには、質問4に記載した最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

あなたの給与の支払われ方が

- ① 時間給の場合
時間給 \geq 最低賃金額 (時間額)
- ② 日給の場合
日給 \geq 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金 (時間額)
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、日給 \geq 最低賃金額 (日額)
- ③ ①、②以外 (週給、月給等) の場合
賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金 (時間額) と比較します。
ただし、日額が定められている産業別最低賃金が適用される場合には、賃金額と最低賃金額の日額のそれぞれを時間当たりの金額に換算して比較します。

月給制の場合の換算方法の例 ○○県で働く労働者Aさんは

- 年間所定労働日数255日
 - 月給112,000円
 - 所定労働時間は毎日8時間
- で働いています。

■ ○○県最低賃金は、665円 (時間額) とします。

1. 月給制の場合は、次のような計算式を用いて比較します。

$$\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{年間総所得労働時間}} \geq \text{最低賃金額 (時間額)}$$

2. Aさんの場合、1. の計算式に当てはめると。

$$\frac{\text{月給} 112,000 \text{円} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{年間所定労働日数} 255 \text{日} \times 8 \text{時間}} = 659 \text{円} < 665 \text{円}$$

したがって、この場合は、最低賃金法に違反することになります。

注意! 地域別最低賃金及び大部分の産業別最低賃金は時間額のみ表示です。時間制以外の場合は、上記に照らして今一度ご確認ください。

あっそうだ! 今年の最賃いくらかな? は知っている



沖縄県の最低賃金 時間額 **608円** (平成17年10月1日から)
産業別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額	効力発生年月日
畜産食料品製造業	時間額 649円	平成17年12月10日
糖類製造業	時間額 657円	平成17年12月10日
清涼飲料、酒類製造業	時間額 651円	平成17年12月4日
新聞業	時間額 690円	平成17年12月2日
各種商品小売業	時間額 640円	平成17年11月30日
自動車(新車)小売業	時間額 640円	平成17年11月30日

適用除外 ①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者 ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

●お問い合わせ
沖縄労働局賃金室
TEL : 098-868-3421
FAX : 098-862-6793

または最寄の各労働基準監督署
TEL : 098-868-8033 (那覇)
TEL : 098-982-1263 (沖縄)
TEL : 098-52-2691 (名護)
TEL : 0980-72-2303 (宮古)
TEL : 0980-82-2344 (八重山)

労災保険に未加入の事業主に対する 費用徴収制度が強化されます

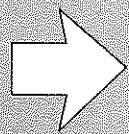
労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険の加入手続を行わなければなりません。

平成17年11月1日から、労災保険未加入の事業主に対する費用徴収制度が強化されます。これにより、事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収のポイント

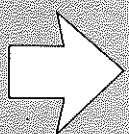
1 費用徴収の適用となる事業主等

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**故意**」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収

労災保険の加入手続について行政機関から指導等を受けてはいないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合



事業主が「**重大な過失**」により手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収

2 費用徴収の徴収金額

当該災害に関して支給される保険給付(*)の額に100%又は40%を乗じて得た額が費用徴収の徴収金額となります。

*療養開始後3年間に支給されるものに限り、また、療養(補償)給付及び介護(補償)給付は除かれます。

費用徴収制度とは

- 労働者を1人でも雇っている事業主は、原則として労災保険の適用事業主となります。この場合、事業主は労働者を雇い入れた日から10日以内に所定の保険関係成立届を労働基準監督署等に提出することにより、労災保険の加入手続を行わなければなりません。
- 事業主がこの加入手続を怠っていた期間中に事故が発生した場合、労働者やその遺族には労災保険が給付されますが、その一方で事業主からは給付された労災保険の金額の全部又は一部が費用徴収されます。(別途、遡って保険料も徴収されることとなります。)
- 平成17年11月1日から、この費用徴収制度が強化され、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主から徴収することになります。

費用徴収の実施例

A社では、今まで労災事故を発生させたことがなく、また保険料の支払が負担になることから、労災保険の加入手続を行っていなかった。
ところが、先般従業員B(賃金日額1万円)が労災事故が原因で死亡し、遺族の方に対し労災保険から遺族補償一時金の支給が行われた。

このようなケースでは、以下のとおり費用徴収が行われることとなります。

故意と認定された場合

労災事故が起こる以前にA社が都道府県労働局の職員から労災保険の加入手続を行うように指導を受けていたにもかかわらず、その後も労災保険の加入手続を行わなかった場合は、「故意」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の100%の金額が費用徴収されることとなります。
この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1,000日分)×100% = **10,000,000円**

重大な過失と認定された場合

A社について、労災事故が起こる以前に労災保険の加入手続を行うよう指導を受けた事実はないものの、労災保険の適用事業となったときから1年を経過して、なお手続を行わない場合には、「重大な過失」により手続を行わないものと認定され、保険給付額の40%の金額が費用徴収されることとなります。
この場合の費用徴収の額はおおむね次のとおりとなります。

遺族補償一時金の額(10,000円(労働者の賃金日額)×1,000日分)×40% = **4,000,000円**

費用徴収制度の詳細については厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)をご覧ください。お近くの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

平成17年度 年末年始無災害運動
— あわてず ゆるめず 年末年始の安全意識 —

年末年始は、何かとあわただしい時期です。普段の作業や生活のリズムが変わりやすく、職場全体が操業を一斉に停止したり、一斉に開始するなど、通常では行わない非常作業が多くなります。そこで、各職場では、災害防止のための特別な配慮が必要になります。

1年の締めくくりを笑顔で送り、災害の無い明るい新年を迎えるため、「安全最優先」の考え方を基本にしていただき、あわただしい時期にこそ、あわてず、ゆるめず、作業前点検の実施、作業手順の遵守、非常作業における安全確認、交通ルールの徹底など労働災害防止活動の原点に立ち返って実施していただくことが必要です。

このような趣旨を踏まえ、本年度も、中央労働災害防止協会が主唱し、厚生労働省が後援する年末年始無災害運動が展開されます。

それぞれの職場・事業場で、効果的な取組をお願いします。

- 1 実施期間
平成17年12月15日～平成18年1月15日
- 2 運動標語
あわてず ゆるめず 年末年始の安全意識
- 3 主 唱 者
中央労働災害防止協会
- 4 後 援
厚生労働省

中小企業退職金共済制度とは

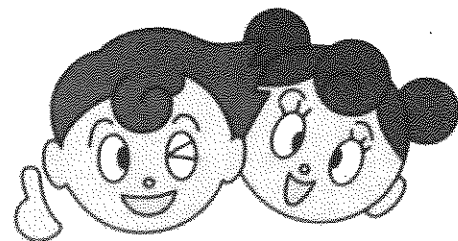
中退共制度（中小企業退職金共済制度）は、退職金制度を持つことが困難な中小企業に、中小企業の方の相互共済と国の援助で退職金制度を確立することを目的として作られた国の制度です。

●中退共制度の特色

- ★国の制度なので安全・確実・有利です。
- ★適格退職年金制度からの移行先の一つです。
- ★掛金を納めるだけで企業の実態にあった退職金制度を手軽にもつことができます。
- ★掛金の一部を国が助成します。
- ★掛金は税法上、損金又は必要経費として全額非課税扱いです。
- ★過去の勤務期間通算や、企業間を転職した場合などの通算ができます。

●掛金の種類

月額5,000円から30,000円までの16種類です。
短時間労働者（1週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ30時間未満の従業員）は、2,000円・3,000円・4,000円の特例掛金でも加入できます。



ちゅう太くん きょう子ちゃん

沖縄県雇用労政課
TEL 098-866-2366
<http://www.pref.okinawa.jp/rosei>
中退共福岡相談コーナー
TEL 092-631-2551
〒8012-0054
福岡県福岡市東区馬出1-13-10
福岡県不動産会館2階

駐留軍離職者アスベスト相談センター 開設

駐留軍従業員を離職又は退職した方、またその家族の方を対象としたアスベストに関する健康相談窓口、駐留軍離職者アスベスト相談センターが開設されました。

センターには常時相談員がおり、アスベストに関する健康相談を受け付けております。

駐留軍の元従業員の方やその家族の方で、アスベストに関連する健康相談を行いたい方は下記連絡先までお問い合わせ下さい。

連絡先：駐留軍離職者アスベスト相談センター
(財団法人沖縄駐留軍離職者対策センター内)
駐留軍離職者アスベスト相談センター
〒901-2221 宜野湾市伊佐4丁目5番16号
(沖縄県立駐留軍従業員等健康福祉センター2階)

TEL 098-898-5587

FAX 098-897-9787



働く人のための生活相談センター
中部地区にオープン

◎仕事・家庭・暮らしに悩み事ありませんか?◎

生活に関わるあらゆる相談に専門のアドバイザーが無料でお答えします。
生活相談（賃金・解雇・残業・年金・医療・セクハラ・パワハラ）、子育て・介護相談、法律相談、建築相談、カウンセリング（メンタルヘルス）など各種専門相談も受け付けます。

- | | |
|---------|-----------------------|
| 各種専門相談日 | 毎週水曜日15:00～19:00（要予約） |
| 毎月第1水曜日 | 住宅相談 |
| 毎月第2水曜日 | カウンセリング |
| 毎月第3水曜日 | 法律相談 |
| 毎月第4水曜日 | 子育て・介護相談 |
| | TEL 098-930-6029 |

(財) 沖縄県労働者福祉基金協会内 働く人のための生活相談センター
〒904-0032 沖縄市諸見里3丁目7番1号
月～金 10:00～19:00

厚生労働省方式 社内コミュニケーション診断(RCS)



中小企業の皆さん受けてみませんか!

■ RCS とは?

★厚生労働省方式社内コミュニケーション診断の略称で、いわば企業の健康診断です。

■ 診断は簡単で安心です

- ★実施時間はわずか約30分です。
- ★マークシート及び自由意見記入による診断で無記名で行います。
- ★会社員一斉に実施します。
- ★集計・診断はコンピューターにより行います。
- ★診断は無料です。

■ RCS の効果

- ★労働管理上の問題点を指摘することができます。
- ★社員の参加感を高めます。
- ★経営者の管理意欲を向上させます。
- ★経営の効率化に大きな役割を果たします。
- ★社員の公平・不満を解消します。

【問い合わせ先】

沖縄県観光商工部雇用労政課
TEL:098-866-2366 FAX:098-866-2355
沖縄県労政事務所
TEL:098-941-4750 FAX:098-941-4751

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターとは、育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員となって、地域で相互援助活動を行う組織です。ファミリー・サポート・センターの配置運営は、市町村が行います。沖縄県では、ファミリー・サポート・センターの設置促進を行っています。

ファミリー・サポート・センターの 会員になるには...

育児や介護の援助を受けたい方依頼会員、援助を行いたい方提供会員はセンターに申し込みます。特別な資格は必要なく、援助を受けることと行うことの両方を希望する場合は両方会員になることもできます。
*提供会員は、センターが行う保育サービス講習会を受講し、補償保険に加入してもらっています。

○那覇市：那覇市ファミリー・サポート・センター
〒902-0078 那覇市識名2-5-5 (識名児童館内)
TEL (兼FAX) : 098-854-9657
時間外 : 070-5810-4810
開所時間 月～金曜日 午前9時～午後6時
(援助対象児) おおむね生後3ヶ月～12歳

○名護市：名護市ファミリー・サポート・センター
〒905-8540 名護市港1-1-1
(名護市教育委員会 社会教育課内)
TEL : 0980-53-1212 (内386) 携帯 090-6857-6114
FAX : 0980-53-7825
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時
(午後8時まで携帯受付)
(援助対象児) おおむね生後5ヶ月～12歳

○沖縄市：沖縄市ファミリー・サポート・センター
〒904-2171 沖縄市高原7-35-1
(沖縄市福祉文化プラザ内)
TEL : 098-933-1234
FAX : 098-930-2886
開所時間 月～金曜日 午前8時30分～午後6時
(援助対象児) 0歳～15歳

○宮古島市：宮古島市ファミリー・サポート・センター
〒906-0013 宮古島市平良字下里442
(宮古島市働く女性の会)
TEL (兼FAX) : 0980-73-5245
開所時間：火～土曜日 午前8時30分～午後9時
日曜日 午前8時30分～午後5時
(援助対象児) おおむね生後3ヶ月～12歳

ファミリー・サポート・センター事業についてのお問い合わせは
沖縄県観光商工部雇用労政課 TEL:098-866-2366 <http://www.pref.okinawa.jp/rosei>

第31回勤労者美術作品展入選者

賞	作品名	氏名	職場
絵画の部			
県知事賞	緑おりなす	金城 恵美子	(社) 民事法務協会
労福協理事長賞	入江へのさそい	古 堅 久子	コリア・ステーキハウス
奨励賞	樹が抱える村	真志喜 幸子	雅美容室
	あじさいの咲く頃	前田 幸子	フリーター
佳作	屋さがりのテラス	池原 保子	フリーター
	八重の築いた家庭	照屋 伊津子	(株) 照正組
佳作	遅しき女	大城 秀子	自営業
	静	高江洲 陽子	フリーター
	南風窠跡風景	池村 嘉 則	沖縄県健康増進課
	緑の風景	松長 靖子	フリーター
	「Dinner」	真栄田 文子	自営業
	サクラ咲く頃	親 泊 光子	西崎養護学校
写真の部			
県知事賞	かじまやー	嘉 数 和子	かかずフォートスタジオ
労福協理事長賞	熱演	中山 清光	琉球大学
奨励賞	明日を思う	栄野比真須江	渡久地縫製
	遊んでよ～	喜 納 聡子	美栄橋歯科クリニック
佳作	美羽の休日	中里 恒子	カラオケ・日本舞踊教室
	「美布織人」式	大城 拓也	NU-NU work shop
佳作	けさの顔	稲 福 政吉	NTT 労組退職者の会
	猫のいる風景(カンボジア)	仲 西 郁代	沖縄県総合保険協会
	夏の華	山城 和美	地方公務員
	夕暮れ	比嘉 あかり	沖縄海邦銀行
書道の部			
県知事賞	漢詩	新崎 みつ子	コザ労金友の会
労福協理事長賞	漢詩	上原 美枝子	長州産業(株) ホームエコエネルギーシステム部 沖縄営業所
奨励賞	篆刻	嘉 納 京子	美容室 (ビューティサロン京子)
	漢詩	玉 城 鶴枝	玉城琉舞道場
佳作	漢詩	中村 光子	自営業
	篆刻	桑 江 慶子	学研あはごん教室
	漢詩	平 仲 亀子	自営業
	漢詩	伊 佐 澄子	自営業
	漢詩	上 地 敬子	自営業
	漢詩	具志堅奈江子	沖縄県県民生活センター
	篆刻	武 富 寛子	自営業
	篆刻	照屋 けい子	アルバイト
	篆刻	嘉 数 静子	識名レンタル



企業の代表者・人事担当者 教育関係者・進路指導担当者必見!

参加
無料

沖縄若者力 採用戦略セミナー 活用宣言!

沖縄県キャリアセンターでは、若者と企業のミスマッチを解消し、県内企業において効果的に人材を活用していただくことを目的にセミナーを開催します。
企業の皆様に、若年者の就労観や雇用情勢についてなど、今後の経営戦略に役立つ情報と知識を提供するとともに、若年者と積極的にコミュニケーションを取り企業に必要な「人材」を獲得し育成に成功している企業の事例を紹介し、より実践に近い形で採用選考から育成までのノウハウを提供していきます。

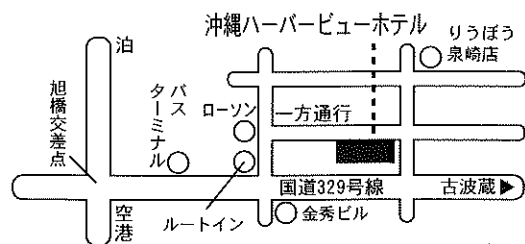
対象 企業代表者または人事担当者

日時 2006年 1月30日

開始 14:00 (会場 13:30)
終了 16:30 予定

場所 沖縄ハーバービューホテル

[2階] 白鳳の間
〒900-0021 那覇市泉崎2-46
TEL: 098-853-2111



講演内容 企業理念の社員浸透方法
(内定後から新入社員研修まで)
企業内のコミュニケーションの効果的方法
トレーニングとコーチング
社内キャリアと社外キャリア
非正規社員の戦力化

コーディネーター ジョブカフェ・サポートセンター 代表
原 正 紀 氏

講師 株式会社 プラン・ドゥ・シー
クオリティコントロール室

マネージャー **三 原 直 氏**

Okinawa Career Center
沖縄県キャリアセンター

定員100名 **第3回**

「個を成長させる 人材育成戦略」

企業の将来を担う「人材」を育てていくためには？
効果的な研修方法など、人税育成について成功事例と
実践方法を紹介します。

第1部 実践セミナー

「若者の効果的育成方法」

第2部 事例紹介

「個が活きる! 人材育成事例」

第3回
申し込み締め切り
2006年
1/24(火)

主催: (財)雇用開発推進機構
(沖縄県キャリアセンター)
沖縄労働局、沖縄県
共催: 沖縄県中小企業家同友会
後援: (社)沖縄県経営者協会
沖縄県中小企業団体中央会
沖縄県商工会連合会
(財)沖縄県産業振興公社
沖縄県商工会議所連合会 (順不同)

労働相談

採用にあたっての身元保証人の 取り扱いについて

【相談内容】

私は、先日、採用試験を受けた会社から、「採用を決定したので、身元保証人を立てるように」との連絡を受けました。その際、「身元保証人を立てないのなら採用を取り消すこともある」旨の発言もありました。身元保証人を立てないと採用を取り消されてもやむを得ないのでしょうか。

【回答】

採用試験を受験する際、身元保証人を立てることが採用条件の一つとして通知されている場合はともかく、そうでない場合は、身元保証人を立てないことが採用を取り消す理由にはなりません。一般的に、身元保証人を立てることは、雇用契約(労働契約)に付随して行う法律行為ですので、保証書の文面などで身元保証人の責任の範囲、期間等を確認した上で提出するようにしたらいかがでしょうか。

ここがポイントです

雇用契約(労働契約)に付随して、身元引受人ないし身元保証人を立てる例は相当幅広く行われている。しかし、実際の問題として、保証人の保障する責任の範囲がきわめて広く、期限の定めさえないことがあり、身元保証人にとって酷なことが多いため昭和8年に「身元保証ニ関スル法律」が制定され、身元保証人の責任などについて次のように妥当な限度に抑えられている。

ア) 身元保証人の責任期間

身元保証契約の期間は、期間の定めがないときは3年、期間の定めをしても最長で5年しか効力はない。契約の更新はできるが、それも更

新の時より最長で5年の期間である。なお、自動更新については、当然に身元保証契約が更新されるものではなく、保証期間が満了する時点で「保証人に通知し、更新を拒絶するか否かについて判断する機会を与え、拒絶の意思表示がない」ということがあれば更新の効果を生ずると考えられている。

イ) 身元保証人の責任内容

被用者の行為によって使用者の受けた損害であるが、もちろん、その対象となるのは、被用者の直接、間接に労務に関連したものに限る。また、使用者に生じた損害額そのもとせず、合理的な額を裁判所が決定すべきものとしている。

ウ) 使用者の身元保証人への報告義務

身元保証人の責任期間中に当人の業務が変わったり(例えば多額の金を扱う経理係に配置換えになったり)、あるいは当人が遠くに転勤になって監督しにくくなったりすることなどがあり、使用者は次の二つの場合に、遅滞なく身元保証人にその旨を通知しなければならない。

- ①被用者に業務上不適任または不誠実な事跡があり、このための身元保証人の責任を引き起こすおそれがあることを知ったとき。
- ②被用者の任務または任地を変更し、このため身元保証人の責任を加重し、またはその監督を困難ならしめたとき。身元保証人は、前記①又は②の事実を知ったときは、身元保証契約を将来に向かって解除し、その責任を免れることができる。

労働委員会だより

沖縄県労働委員会

第15期沖縄県労働委員会委員の任命について

第14期委員が任期満了となったことに伴い、平成17年11月7日付けで第15期委員が任命されましたので、今回は「第15期沖縄県労働委員会委員」をご紹介します。

なお、全委員ともに「あっせん員候補者」としても委嘱されております。

第15期沖縄県労働委員会委員名簿

◎会長 ○会長代理

区分	氏名	現職	履歴	再新別
公益委員	◎ 比嘉正幸	弁護士	福岡高等裁判所判事	再任
	○ 大城光代	弁護士	横浜家庭裁判所長	再任
	新木順子	琉球大学非常勤講師	那覇地方裁判所民事調停委員	再任
	春島美也富	弁護士	沖縄弁護士会副会長	再任
	矢野昌浩	琉球大学法文学部教授	琉球大学法文学部助教授	新任
労働者委員	玉城勉	連合沖縄副事務局長	沖縄県職員労働組合執行委員長	新任
	照屋恒夫	全駐労沖縄地区執行委員長	全駐留軍労働組合副中央執行委員長	新任
	神田均	沖縄電力関連産業労働組合総連合会長	沖縄電力関連産業労働組合総連合副会長	新任
	砂川博康	情報労連沖縄協議会議長	NTT 労組沖縄総支部執行委員長	新任
	大濱直之	UIゼンセン沖縄支部長	UIゼンセン福岡支部次長	新任
使用者委員	宮城正吉	沖縄県経営者協会専務理事	沖縄県経営者協会常務理事	再任
	島袋用康	海貨梱包代表取締役社長	株沖縄輸送サービス代表取締役社長	再任
	仲本正輝	沖縄県経営者協会雇用・労働アドバイザー	株湧川商会取締役	再任
	仲程通次	内外運輸代表取締役会長	大和自動車工業代表取締役会長	再任
	石川清勇	沖縄電力代表取締役	沖縄電力代表取締役総務部長	新任

(任期：平成17年11月7日～平成19年11月6日)

《事務局から一言》

労働委員会の利用には費用がかかりませんので、労使間の諸問題についてお気軽にご相談ください。また、ホームページも開設しておりますのでご利用ください。

お問い合わせ先

沖縄県労働委員会事務局（県庁舎2階）

【TEL】098-866-2551

【FAX】098-866-2554

【E-メール】aa160008@pref.okinawa.lg.jp

【ホームページ】

<http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/cateview.jsp?cateid=195>

平成17年度 上半期

労働日誌

	県内労働情勢	沖縄内外情勢
17年4月	7 労働相談ホットライン（～9日） 14 普天間基地包囲・県民大会実行委員会結成総会 15 中小労組対話集会 20 労安総会 22 自治労連第40回定期総会 23 全駐労女性部結成40周年記念式典祝賀会 24 郵政民営化反対決起集会 28 情報労連平和行動 29 第76回沖縄県メーデー中央祭典（連合）	1 ベイオフ全面解禁 1 具志川市・石川市・勝連町・与那城町が合併 うるま市誕生 2 ローマ法王ヨハネ・パウロ2世死去 10 米州開発銀行（IDB）年次総会開幕（～12日） 18 フジテレビジョンとライブドアが資本・業務提携することで和解 24 第265代法王ベネディクト16世就任 25 兵庫県尼崎市のJR福知山線で快速電車が脱線 死傷者多数 25 伊是名村が環境税の徴収開始 28 イラク移行政府発足
5月	1 第76回メーデー沖縄県集会（県労連） 9 第1回地域最低賃金会議 15 普天間返還要求包囲行動・県民大会 20 全駐労全国主要基地前座り込み行動 25 沖縄県生産性本部第40回総会 26 産業労働懇談会 26 2005年最低賃金学習会（～27日） 31 労働審判員候補者研修会（～6月3日）	5 イギリス下院総選挙で与党労働党が勝利 8 初代うるま市長に前具志川市長の知念恒男氏が無投票当選 16 読者早稲干拓工事再開 17 米軍ヘリが久米島の農道に不時着 19 琉球バスの民事再生法適用開始 26 金武町で都市型戦闘訓練施設建設への反対集会開催 28 イラクのイスラム過激派「アンサル・スンナ軍」を名乗る組織がウェブサイトで行方不明の斉藤照彦さんが死亡したとする映像を公開
6月	10 沖縄県労使就職促進支援機構 17 普天間基地包囲実行委員会総会 19 原水爆禁止国民平和行進（～25日） 21 二分脊椎症「がじゅまるの会」寄付（メーデー収益金） 22 労金第41回通常総会 23 2005平和沖縄集会 24 ビーズ・フィールドワーク 24 沖縄電労第38回定期大会 25 沖教祖第41回定期大会	1 フランス・オランダで欧州憲法批准が否決される 1 夏のビジネス軽装（クールビズ）スタート 9 青山学園高等部の入試で元ひめゆり学徒の沖縄戦に関する証言を退屈だとする英文を出題していたことが判明 14 沖縄県上海事務所 開所 16 フランス・オランダの応手憲法批准否決を受け、欧州連合首脳会議は欧州憲法批准期限の無期限延長を決定 20 昨年度の児童虐待の相談件数が初めて年間三万件を突破 23 戦後60周年沖縄全戦没者追悼式 開催 25 諸見里しのぶがゴルフ第47回日本女子アマチュア選手権優勝
7月	1 県産品愛用月間バレード・集会 5 労協協ライフプランセミナー 15 第37回 JPU 沖縄県本部定期大会 16 はたらく女性の労働相談 19 安全衛生センター講演・学習会 19 ゲリラ訓練施設即時閉鎖要求県民集会 22 電力総連第24回定期大会 28 第29回全労済沖縄県本部総代会 29 労協フォーラム 30 男女平等・共生社会を考えるシンポジウム	1 伊良部町で合併反対派が町長の解職（リコール）を請求 1 ロンドン中心部で地下鉄やバスを狙った同時爆破テロ発生 8 アスベスト（石綿）による健康被害が顕在化 12 米軍が金武町の都市型戦闘訓練施設で実弾射撃訓練を強行 14 世界遺産委員会は北海道知床の世界遺産登録を決定 22 ミサイル防衛（MD）システムの法的手続きを定めた改正自衛隊法成立 22 昨年度の日本人女性の平均寿命が85.59歳となり、20年連続の長寿世界一となった 26 第4回6カ国協議が北京で開会 26 日本人宇宙飛行士野口聡一さんらが搭乗したスペースシャトル「ディスカバリー」の打ち上げ成功
8月	1 経営協（労働安全衛生要請） 4 被爆60年核兵器廃絶2005平和ヒロシマ大会 7 被爆60年核兵器廃絶2005平和ナガサキ大会 13 パート・臨時で働く仲間のつどい 23 最低賃金審議会の意見に対する異議申出 25 サラリーマン増税阻止街宣行動 26 情報労連第30回定期大会 27 九州ブロック男女参画推進フォーラム（～28） 30 労働安全衛生フォーラム 30 第6回医療に関する県民との懇談会	1 サウジアラビアのファハド・ビン・アブドゥルアジズ国王死去 2 西原高校がオランダで開催された世界音楽コンクールのバレード部門・ショウ部門で金メダルを獲得 3 偽造・盗難キャッシュカードによる被害補償を金融機関に義務付ける預金者保護法 成立 7 全国高校総合体育大会男子ハンドボールで興南高校が優勝 8 参議院での郵政民営化関連法案否決を受け、小泉首相は衆議院を解散 24 町役場駐車場に隣接する嘉手納基地から爆発音・煙流出 26 政府はアスベスト対策について、労災補償等の対象外である工場周辺住民らの被害補償のための特別立法の策定を決定 31 米南部に上陸した超大型ハリケーン「カトリーナ」の被害はミシシッピ・フロリダ両州で死者68人となった
9月	1 全駐労女性部第34回定期大会 2 NTT 労組第4回定期大会 3 県労連第16回定期大会 9 沖縄国公労第42回定期大会 16 自治労平良市職労臨時（解散）大会 21 政労連第25回定期大会 24 沖縄公庫労働大会 30 自治労県本部第54回定期大会（～10月1日）	1 レギュラーガソリン1リットル当たりの全国平均小売価格が130円となり、14年ぶりの高値水準に達した 11 衆議院選挙で自民党は296議席獲得の歴史的な大勝 14 国連創設60年 15 経営再建中のダイエーは那覇店・浦添店を今年11月中旬に閉店すると発表 19 第4回6カ国協議が共同声明を採択して閉幕 21 第3次小泉内閣発足 22 普天間爆音訴訟で福岡高裁は住民側の控訴を棄却 29 県アスベスト対策連絡協議会の中間報告において県内の5施設で飛散のおそれがあることが判明

沖縄県労働経済指標

項目 年月	常用労働者 (規模5人以上)				失業者 数	完全 失業率	一般職業紹介状況				消費者物価指数 H12=100	
	一般労働者		パートタイム労働者				有効			就職件数	那覇市	全国
	全国	沖縄県	全国	沖縄県			求職者数	求人数	求人倍率			
	千人	人	千人	人	千人	%	人	人				
平成6年	34,499	233,594	5,876	36,351	29	5.1	19,136	3,661	0.19	1,122	98.0	98.6
7年	34,684	226,701	5,961	43,677	33	5.8	20,429	3,777	0.18	1,270	98.0	98.5
8年	34,807	209,593	6,152	46,479	38	6.5	20,129	4,535	0.23	1,358	98.2	98.6
9年	34,875	210,829	6,438	45,096	36	6.0	21,678	5,270	0.24	1,592	99.4	100.4
10年	34,602	210,290	6,721	45,036	47	7.7	24,391	4,526	0.19	1,328	100.2	101.0
11年	35,033	259,350	8,502	58,059	51	8.3	26,170	5,771	0.22	1,457	100.2	100.7
12年	34,682	262,400	8,779	55,173	50	7.9	27,487	7,759	0.28	1,858	100.0	100.0
13年	34,281	256,145	9,097	56,817	53	8.4	29,774	7,875	0.26	1,823	99.0	99.3
14年	33,656	261,222	9,472	49,238	52	8.3	30,625	9,158	0.30	1,937	97.9	98.4
15年	33,213	260,403	9,685	53,843	49	7.8	31,037	11,220	0.36	2,253	97.6	98.1
16年10月	31,954	281,433	10,970	74,134	51	8.0	33,508	13,790	0.42	2,600	98.4	98.8
11月	32,032	283,438	10,925	73,943	46	7.3	33,004	14,879	0.44	2,764	98.3	98.6
12月	31,923	285,391	11,062	72,971	46	7.2	30,512	14,236	0.45	2,118	97.6	98.1
17年1月	32,105	273,784	10,779	86,442	50	7.7	31,479	14,936	0.44	2,408	97.0	97.6
2月	31,894	273,117	10,851	87,965	48	7.4	31,990	15,462	0.44	2,436	96.9	97.4
3月	31,760	271,350	10,834	88,928	51	8.0	34,458	16,806	0.42	2,810	97.3	97.7
4月	32,334	273,520	10,730	91,516	47	7.3	36,488	16,067	0.44	2,278	96.8	97.9
5月	32,346	274,991	10,814	91,486	51	7.8	37,399	15,312	0.45	2,470	97.4	98.2
6月	32,351	276,124	10,904	90,216	50	7.7	37,022	14,805	0.45	2,836	97.0	97.7
7月	32,339	272,500	10,951	97,229	45	7.0	36,199	14,328	0.40	2,539	96.8	97.6
8月	32,315	270,676	10,937	99,970	51	7.9	35,537	14,189	0.40	2,445	96.8	97.7
9月	32,219	273,392	10,966	96,458	58	8.9	35,458	14,691	0.41	2,582	96.9	98.0
資料 出所	県統計課					沖縄労働局					県統計課	

項目 年月	労働時間の動き						賃金の動き					
	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		現金給与総額		定期給与		特別給与	
	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県	全国	沖縄県
							円	円	円	円	円	円
平成6年	158.7	164.2	147.7	154.9	11.0	9.3	401,128	314,120	300,992	245,494	100,136	68,626
7年	159.1	164.8	147.7	155.7	11.4	9.1	408,864	318,395	308,023	248,230	100,841	70,165
8年	159.9	167.1	147.8	157.0	12.1	10.1	413,096	296,807	312,034	234,209	101,062	62,598
9年	158.3	161.8	145.8	151.4	12.5	10.4	421,384	298,441	316,622	235,635	104,762	62,806
10年	156.6	162.4	145.2	152.5	11.4	9.9	415,675	297,257	315,829	235,258	99,846	61,999
11年	153.5	161.3	142.4	150.1	11.1	11.2	396,291	336,248	306,167	264,785	90,124	71,463
12年	154.9	162.2	143.3	150.9	11.6	11.3	398,069	327,432	308,930	262,037	89,139	65,395
13年	154.0	162.4	142.8	151.1	11.2	11.3	397,366	318,669	309,254	258,020	88,112	60,649
14年	153.1	159.1	141.7	149.4	11.4	9.7	387,638	323,993	305,700	262,059	81,938	61,934
15年	153.8	158.3	141.7	148.4	12.1	9.9	389,664	318,438	307,471	257,227	82,193	61,211
16年10月	152.5	151.2	140.1	142.0	12.4	9.2	305,910	235,076	300,276	234,653	5,634	423
11月	155.4	153.5	142.6	144.6	12.8	8.9	328,250	236,669	300,784	234,216	27,466	2,453
12月	153.3	153.1	140.4	143.8	12.9	9.3	725,304	513,700	300,775	236,030	424,529	277,670
17年1月	143.6	152.0	131.4	143.4	12.2	8.6	312,710	233,241	298,172	232,189	14,538	1,052
2月	148.3	147.6	136.0	139.6	12.3	8.0	303,358	229,821	299,038	228,714	4,320	1,107
3月	153.8	155.0	141.3	146.1	12.5	8.9	313,062	235,273	300,451	232,098	12,611	3,175
4月	158.1	155.0	145.2	146.2	12.9	8.8	311,690	236,791	304,121	235,456	7,569	1,335
5月	146.0	150.3	134.0	142.4	12.0	7.9	305,479	231,008	298,291	229,362	7,188	1,646
6月	158.4	155.6	146.2	148.3	12.2	7.3	569,304	389,115	300,827	231,293	268,477	157,822
7月	155.2	155.2	142.8	147.4	12.4	7.8	452,383	280,320	301,014	231,261	151,369	49,059
8月	151.0	156.6	139.0	148.5	12.0	8.1	312,040	260,538	299,639	233,253	12,401	27,285
9月	153.1	153.1	140.9	145.6	12.2	7.5	305,169	232,327	300,525	231,796	4,644	531
資料 出所	県統計課											

注) 有効求人倍率 年平均は原数値 月別は季節調整値
 注) 賃金の動き、労働時間の動きの事業所規模は30人以上
 注) 平成16年12月以前の季節調整値は新季節指数により改訂

「労働おきなわ」92号 (琉球労働から通巻166号)

2005年12月28日発行

編集・発行 沖縄県観光商工部雇用労政課
 〒900-8570 那覇市泉崎1-2-2
 Tel(098)866-2366 FAX(098)866-2355

発行人 石垣泰生
 印刷所 株式会社 国際印刷

〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
 Tel(098)857-3385 FAX(098)857-3892